

養父市農業委員会

第18回会議録

令和6年3月22日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第18回会議録

1. 開催日時 令和6年3月22日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第58号 農用地利用集積計画の承認について

議案第59号 非農地証明交付申請の承認について

報告事項

報告① 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告② 農地の使用貸借の解約通知について

報告③ 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告④ 農地法第3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（12名）

1 番 谷垣重俊	2 番 吉村英之	3 番 藤原健次	4 番 坂本光
5 番 前川章	7 番 珍坂聡	8 番 圓山満	9 番 山根達夫
10 番 藤原義幸	11 番 木下計介	12 番 秋山博	13 番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（1名）

6 番 濱田房子

6. 出席推進委員（8名）

14 番 小林誠	15 番 内田重雄	16 番 齋藤隆之	18 番 谷村昭雄
19 番 藤本浩一郎	21 番 鎌谷壽三男	24 番 井上勝雄	25 番 米田渡

7. 欠席推進委員（4名）

17 番 荒木奈見	20 番 栗田匡晃	22 番 上垣美由紀
23 番 宇佐見孝一		

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 副主幹 福垣 周作 主査 東 宏樹 主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第18回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。午前中より現地確認、寒い中でしたけども、関係委員の方、大変御苦労さんでした。

二、三日前に寒い日があって、雪が降りました。寒さも彼岸までということ、これで終わりかなという、また二、三日したら十何度というあったかい日があると思いますので、天気予報もそう言っていましたので、ぼちぼち、また皆さん、農作業、それから外仕事が忙しくなる時になってまいりましたけども、皆さんあまり無理をしないように頑張ってもらいたいと思います。

また、本日、総会終了後に、農林振興課の岡次長がお越しになりまして、昨年提出した意見書の中のいろいろお話があると聞いておりますので、また、皆さんよろしく申し上げます。本日も慎重審議、よろしくをお願いいたします。以上です。

事務局 : 初めに、会議の成立について御報告をいたします。本日の出席、農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は現在8名の出席ですので、御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきまして、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。

以後、山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、始めさせてもらいます。養父市農業委員会会議規則第16条の規定により議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、2番の吉村農業委員と3番の藤原健次農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第58号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第58号「農用地利用集積計画の承認について」です。公告は令和6年3月29日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が51,334平方メートル、52筆、畑が1,169平方メートル、5筆、合計、52,503平方メートル、57筆です。利用権の設定を受ける戸数は33戸、設定をする戸数は25戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が50筆、45,033平方メートル、

うち新規が41筆、31,958平方メートル、再設定が9筆、13,075平方メートルです。解除条件付賃貸借権が4筆、4,432平方メートル、賃貸借権が3筆、3,038平方メートル、こちらは全て再設定となっております。

利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、2年契約が1筆、1,793平方メートル、3年契約が4筆、3,505平方メートル、4年契約が5筆、4,845平方メートル、5年契約が14筆、18,692平方メートル、10年契約が31筆、22,613平方メートル、20年契約が2筆、1,055平方メートルとなっております。詳細につきましては、次のページ以降に記載をしております。

なお、8ページから12ページまでが農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和16年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第58号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手多数と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第59号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 13ページを御覧ください。

1番、大谷の土地1筆で面積が41平方メートルです。所有者は大阪府茨木市の方で、非農地の事由としましては、平成5年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは14ページから18ページとなっております。

2番、上野の土地1筆で面積が522平方メートルです。所有者は神戸市の方で、非農地の事由としましては、平成12年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは19ページから23ページとなっております。

3番、八鹿町宿南の土地2筆で面積が220平方メートルです。所有者は八鹿町宿南の方で、非農地の事由としましては、昭和60年頃から宅地化しており、

現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは24ページから28ページとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。番号1番、大谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。

17ページの写真を見てください。この写真の左側に、所有者の母屋がありますが、大分前から母屋の方には、誰も住んでいません。申請地に建っている車庫は平成5年頃建てたということなのですが、その頃は、その方の奥様が住んでおられたということですが、その奥様も、今は実家の御両親の介護で、こちらのほうにはもう住んでおられません。申請地が農地であったという認識はなかったようです。元にして農地にするということも、あまり考えづらいことですので、非農地の証明ということで許可したらいいものだというふうに思います。皆さんよろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝、現地を調査に行ってきました。

17ページの写真のとおり、車庫、軽量鉄骨でできた車庫で、柱がもうコンクリートで埋め込められて、基礎も埋め込められたような状況で、もう農地としての回復はまず無理だというように思います。西谷委員が言われましたように、非農地の証明ということで、よろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第59号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の上野の件について担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です、よろしくお願いします。

19ページを御覧ください。19ページに赤い丸印で囲まれている場所が申請地です。この場所は、はさまじ峠を養父方面に下ってきました東上野地区の集落内にあります。周りの田畑もほとんど耕作放棄地に近いような状況で、本当に、住宅はあるんですけど空き家も増えているような地域になります。はさまじ峠を下ってきました、朝倉養父停車場線という県道を左に入ってきていただいた途中になります。少し傾斜のある土地でして、細い道なんですけど、一応前の道も軽トラ、乗用車等は通れるような感じになっています。

20ページを御覧ください。航空写真になります。

続きまして、22ページ御覧ください。この申請地、一番上の写真ですが、868と書いてあるほうが、かつて農地であったであろうというところで、その手前、前側の石垣の組んであるところは、宅地という登記になっています。この宅地と農地のど真ん中というんですか、家を半分に、斜めに切るような感じで住宅が建っております、一番下の写真、その横、これは農地の部分になるんですけど、①と書いてある、車庫というんですか、そういうものも建っております。本当にぱっと見、新しいんですが、築24年ぐらいはたっているのかなというような、始末書の内容から見て推察されます。これを元に戻すというのは、とても難しいと思いますので、その辺をお含みいただき、審議のほうをよろしくお願いします。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

1番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 1番、谷垣です。現地を見させていただきました。今、担当農業委員が言われましたように、この申請の土地につきましては、問題はないというように思います。今日も代理人の方が来ておられて、その方に聞いてみましたら、もう既にこの家、あるいは土地等が、第三者の方が購入をされるという話ができるようですので、建物も大変まだ新しいですし、大丈夫だと思います。特に、今日、現地を見ましたら、草が生えていて、回復できるような状況ではないということも確認をいたしましたので、付け加えておきます。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。今、御説明があったとおりです。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第59号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番の八鹿町宿南の件について担当農業委員より説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。木下です。よろしく申し上げます。

該当ページは、24ページから28ページです。

まず、26ページに地図をご覧ください。1052と1053-2が申請地になります。

27ページの下に黄色い部分がありますが、これは、26ページから言いますと、1051-1の右側のところに建っているという感じで見ていただけたら分かると思うんですけども、家があります、その裏に、27ページの下の写真を見ていただいたら、家があります左に倉庫が見えるんですけども、これが1052というふうに書いてありますけども、左の1052のところの一部に、この倉庫が建っているというのが現状でありまして、その前が、家が建っているというのが1053-2のところですが、倉庫が建っているというのが、その前が1052の広場になっております。ただ、この1052番におきましても、左にあります家のほうがちょっとかかっているような状況のように地目的には見えるんですけども、家がかかり、そして、実際、始末書にも書いてありますように、父の方がということで、されたみたいなんですけれども、無許可で倉庫を建て、家を建てられたということになります。

ただ、この部分につきまして、この土地につきましては、まだ地籍調査が入っていないみたいでして、その1052と1053の横のこの広いところがありますけれども、ここが本来でしたらもっと近くになって、道があるような形になりますので、もっとここは狭くなるのが本当、この現状の図になると思います。

ですから、見ていただいたら分かりますように、その27ページの上の地図につきましても、1053-2というのが上にありますが、ここは、今回の該当になっていませんが、その部分から、もう既に宅地化してしまっているということで、当然、もうこれは前のような、畑地になっているんですけども、畑地に戻

すことは到底不可能だというふうに判断しております。ですから、もう一度、皆さんのほうから御意見をいただけたらいいかと思うんですけども、この申請につきまして許可のほうお願いしたいということで、よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。宿南の件、先ほど担当農業委員から詳しく説明があったとおりでして、この対象とする建屋、今も住んでおられるという状態です、原状復帰にはできないような感じですので、許可相当と思いますので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 16番、齋藤です。今朝、立ち会ってまいりました。担当委員、報告委員の言われたとおりで、農地としては回復不能と思います。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第59号の3番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 29ページを御覧ください。報告①「農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町坂本の土地4筆、合計面積2,139平方メートルのうち361.5平方メートルです。地権者は養父市十二所の方、養父市八鹿町坂

本の方、養父市八鹿町坂本の方、同じく養父市八鹿町坂本の方です。申請人は養父市上下水道課となっております。申請の内容は、伊佐・浅間系水源池の災害対策事業として行うこととなっております。事業の着手は今月からの予定となっております。

位置につきましては30ページを御覧ください。こちらの地図、中央を左右に走っているのが、市道坂本線となっております。右側に行きますと、小田及び右岸道路に合流いたします。左側に行きますと、八鹿町伊佐の集落と合流するところとなっております。地図に書いてあるのが、八鹿町坂本の集落となっております。こちらから下に流れますのが円山川となっております。坂本の集落からほ場を通過して円山川に行きますと申請箇所ということで、今回の申請の土地がございます。

施設の詳細につきましては、33ページを御覧ください。33ページ中央にありますのが、水源池の施設となっております。こちらの周りに赤い色で塗られているところが、今回、申請する場所となっております。

こちらのところに、次のページに設計図が3枚ございますけれども、今ある水源池の横が、少し落ちた田んぼ及び畑となっております。こちらを今、オレンジ色塗られている部分が、嵩上げをする形となっております。昨年の台風によりまして、ここが浸水した関係で、井戸水が濁ったことによって、浄水に濁りが発生し、数日間、断水をしたということがございます。その対策として、水源池の近くを埋めることによって、また同じように浸水した場合、濁った水が地下水に潜り込まないように対策を講じて、断水をしなくてもいいようにするよう事業を展開するという事となっております。

現況の写真を35ページに載せているんですけど、ちょっと印刷の関係で、すごく見にくいんですが、多分下の写真が一番見やすいかなと思います。白色になっているところが今の施設ということで、囲われてはいるんですけども、その周りが田んぼであったり畑であるというところで、こちらから水源である井戸までの水が流れ込まないように、することが申請の目的となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告②「農地の使用賃借の解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 36ページを御覧ください。報告②「農地の使用貸借の解約通知について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,630平方メートル、貸し人は養父市八鹿町八木の方、借り人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和6年2月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。これは、本日の議案58号のナンバー15となっております。

届出番号2番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,081平方メートル、貸し人は養父市八鹿町八木の方、借り人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和6年2月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。こちらも同じく、本日の議案58号のナンバー7となっております。

届出番号3番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,065平方メートル、貸し人は養父市八鹿町八木の方、借り人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和6年2月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。こちらも同じく、本日の議案58号のナンバー2となっております。

届出番号4番、養父市養父市場の土地1筆、面積は1,985平方メートル、貸し人は養父市養父市場の方、借り人は養父市口米地の方です。合意解約年月日は令和6年3月7日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は第三者に売却を予定しております。以上です。

議長 : 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局 : 37ページを御覧ください。報告③「農地法第18条第6項の規定による貸借の合意解約通知について」です。

届出番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,075平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町八木の方、賃借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和6年2月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。これも、本日の議案58号のナンバー3となっております。

届出番号2番、養父市八鹿町八木の土地3筆、合計面積は1,114平方メートル、賃貸人は養父市八鹿町八木の方、賃借人も養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和6年2月26日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、こちらも同じく農地中間管理事業を活用するもので、本日の議案58号のナンバー6となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 38ページを御覧ください。報告④「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番、八鹿町宿南の土地5筆で1,619平方メートルです。譲受人は八鹿町宿南の方、譲渡人は三田市の方です。所有権を贈与により移転する予定です。申請日が2月9日、許可日が2月22日となっております。

2番、上野の土地1筆で1,354平方メートルです。譲受人は京都府南丹市の株式会社、譲渡人は養父市です。法人農地取得事業を活用し、所有権を売買により移転する予定です。申請日が2月19日、許可日が2月29日となっております。

3番、大屋町中間の土地4筆で1,588平方メートルです。譲受人は大屋町中間の方、譲渡し人は大屋町横行の方です。所有権を売買により移転する予定です。申請日が2月27日、許可日が3月8日となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。
(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 39ページを御覧ください。報告⑤「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

1番、申請場所は八鹿町八鹿、八鹿町下網場、八鹿町宿南の土地5筆で904

平方メートルです。申請人は八鹿町八鹿の方です。取得した日が令和6年2月19日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は養父市場の土地9筆で5,032平方メートルです。申請人は養父市場の方です。取得した日が令和3年11月6日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。土地の詳細は、別紙1のとおり、40ページになります。

3番、申請場所は大塚の土地4筆で3,428平方メートルです。申請人は大塚の方です。取得した日が平成12年5月28日で相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長：質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
これで報告事項は終了いたしました。
以上で第18回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 吉村文之

署名委員 藤原健次